

第3期障害福祉計画について

【資料一覧】 ※東京都障害者施策推進協議会資料からの抜粋

- (1) 東京都障害者施策推進協議会条例
- (2) 東京都障害者施策推進協議会委員名簿
- (3) 第六期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について
- (4) 東京都障害者施策推進協議会の開催日程（案）
- (5) 障害福祉計画にかかる実績（サービス量及び利用者数）
- (6) 地域生活基盤の整備状況
- (7) 入所施設から地域生活への移行に関する実績
- (8) 入所施設から地域生活への移行に関する数値目標の考え方
- (9) 施設入所待機者数の推移等
- (10) 一般就労への移行に関する実績及び数値目標の考え方
- (11) 都立特別支援学校高等部における進路状況等
- (12) 第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（骨子案）

東京都障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日

条例第29号

(設置)

第1条 東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第1項の規定に基づく地方障害者施策推進協議会とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第9条第2項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。

(3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する¹。

東京都障害者施策推進協議会 委員名簿

	氏名	役職
1	石川 雅己	千代田区長
2	伊藤 善尚	東京都精神保健福祉民間団体協議会運営委員長
3	小川 典子	弁護士
4	◎副会長 小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科学科長
5	◎副会長 小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
6	◎	(福)東京都知的障害者育成会参与
7	倉田 清子	東京都立東大和療育センター院長
8	坂口 光治	西東京市長
9	坂本 義次	檜原村長
10	◎	(社)東京都盲人福祉協会会長
11	副会長 高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部学部長
12	会長 高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授
13	平川 博之	(社)東京都医師会理事
14	◎	古田 純子 公募委員
15	◎専門部会長 松矢 勝宏	目白大学客員教授
16	◎	峰 裕美 公募委員
17	宮澤 勇	(社)東京都身体障害者団体連合会会長
18	◎	(社)東京都聴覚障害者連盟理事長
19	山崎 一男	(社)東京都歯科医師会副会長
20	山田 雄飛	(社)東京精神科病院協会副会長

東京都障害者施策推進協議会 専門委員名簿

	氏名	役職
21	◎ 岩城 節子	東京都重症心身障害児(者)を守る会会長
22	◎ 大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
23	◎ 小金澤 正治	東京都精神障害者団体連合会相談役
24	◎ 笹生 依志夫	(福)原町成年寮 地域生活援助センター所長
25	◎ 中西 正司	(特非)DPI日本会議常任委員
26	◎ 橋本 豊	(福)東京都知的障害者育成会本人部会副代表
27	◎ 船木 勝雄	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局次長
28	◎ 水野 雅文	東邦大学医学部精神神経医学講座教授
29	◎ 宮本 めぐみ	(福)めぐはうす 地域生活支援センターMOTA施設長
30	◎ 山下 望	(福)南風会 青梅学園統括施設長

◎・・・専門部会委員

第六期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について

東京都は、第四期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成19年5月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定した。また、第五期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、平成21年3月、第2期東京都障害福祉計画を策定した。

東京都障害者計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前で働ける社会」、「すべての都民がともに暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成23年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第2期東京都障害福祉計画は、平成23年度までの各年度における障害福祉サービスの必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

新たな東京都障害者計画及び第3期東京都障害福祉計画の策定にあたっては、これまでの計画の達成状況と課題を点検しつつ、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。

本協議会においては、障害者自立支援法・児童福祉法改正等の国の施策の動向も視野に入れつつ、新たな東京都障害者計画及び第3期東京都障害福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

記

障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について

第六期東京都障害者施策推進協議会の開催日程（案）

日程	議事（案）
7月14日	第1回総会
7月25日	第1回専門部会 ・地域におけるサービス提供体制の整備について
8月29日	第2回専門部会 ・地域生活移行の取組状況について
9月13日	第3回専門部会 ・障害者の就労支援策の取組状況について
11月上旬予定	第4回専門部会 ・論点整理
11月中旬以降	第5回専門部会 ・他の個別分野について
	第6回専門部会
	<div data-bbox="252 1473 1264 1662" style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px;"> <p>～ 専門部会を必要に応じて開催 ～ 第2回総会で、意見のとりまとめを行う。</p> </div>
平成24年3月	第3回総会 ・「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」案について

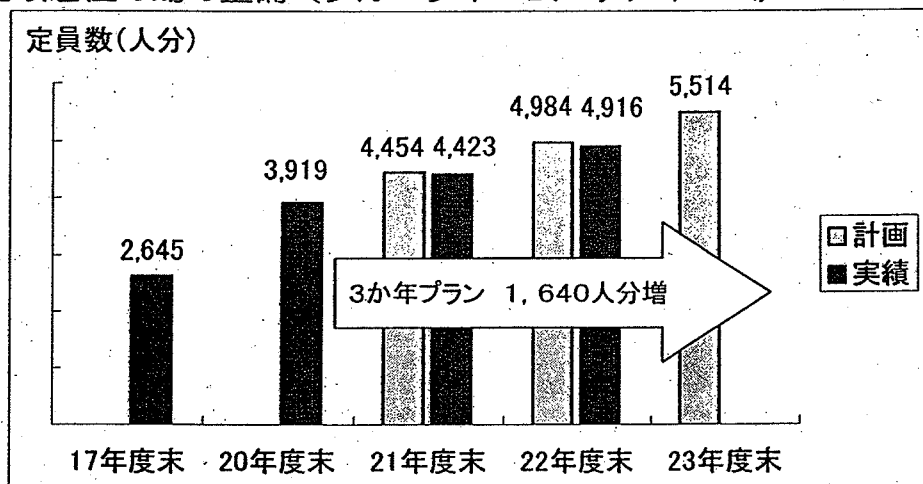
障害福祉計画に係る実績
(各年度における月間の障害福祉サービス等のサービス量及び利用者数)

サービスの種類	事項	単位	18年度	19年度	20年度	21年度		22年度		23年度
			実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績 (速報値)	計画
訪問系サービス	サービス量	時間	584,625	626,023	655,987	638,513	669,639	727,551	694,519	816,588
	利用者数	人	11,499	11,995	12,388	13,397	12,799	14,289	13,726	14,758
日中活動系サービス	生活介護	人	1,701	3,520	4,515	8,471	8,279	10,947	12,029	13,422
	自立訓練(機能訓練)	人	266	336	385	535	377	634	353	733
	自立訓練(生活訓練)	人	71	196	314	765	476	1,049	471	1,333
	就労移行支援	人	130	722	1,183	1,688	1,601	2,171	1,592	2,654
	就労継続支援(A型)	人	42	105	191	581	226	819	391	1,056
	就労継続支援(B型)	人	502	2,491	4,918	7,660	7,619	10,244	10,157	12,828
	療養介護	人	80	75	77	202	76	265	70	328
	(小計)	人	2,792	7,445	11,583	19,902	18,654	26,129	25,063	32,354
	旧体系(入所分・通所分)	人	20,274	17,269	16,537	9,839	12,258	4,919	8,281	-
(新旧合計)	人	23,066	24,714	28,120	29,741	30,912	31,048	33,344	32,354	
児童デイサービス	サービス量	人日	8,108	9,064	10,837	10,950	14,233	15,054	17,603	19,158
	利用者数	人	1,508	1,933	2,217	2,811	3,204	2,943	4,113	3,114
短期入所	サービス量	人日	14,350	15,620	16,717	17,573	19,374	19,098	19,970	20,623
	利用者数	人	1,846	2,065	2,193	2,718	2,520	2,973	2,457	3,227
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	利用者数	人	3,152	3,637	4,107	4,454	4,710	4,984	5,282	5,514
施設入所等	施設入所支援	人	199	777	1,681	3,159	2,924	5,157	5,637	8,458
	旧体系	人	8,655	8,254	7,793	5,784	6,310	3,580	3,512	-
	(新旧合計)	人	8,854	9,031	9,474	8,943	9,234	8,737	9,149	8,458
相談支援(計画作成対象)	利用者数	人	44	85	112	2,929	147	4,351	182	5,772

(注) 20年度以前のサービス量・利用者数実績は、原則として区市町村報告による。
21年度以降のサービス量・利用者数実績は、原則として国保連データによる(ただし、訪問系サービスの実績は、区市町村報告による。また、旧体系について給付費以外の旧体系施設の実績を合算するなど、一部、調整を行っている)。
各年度末の3月サービス提供分を集計。

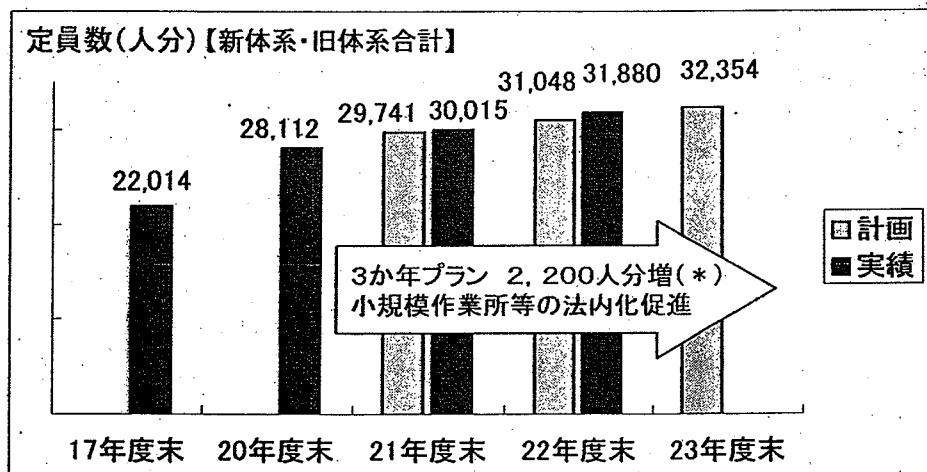
地域生活基盤の整備状況

○地域居住の場の整備（グループホーム・ケアホーム）



※重度身体障害者グループホームを除く。

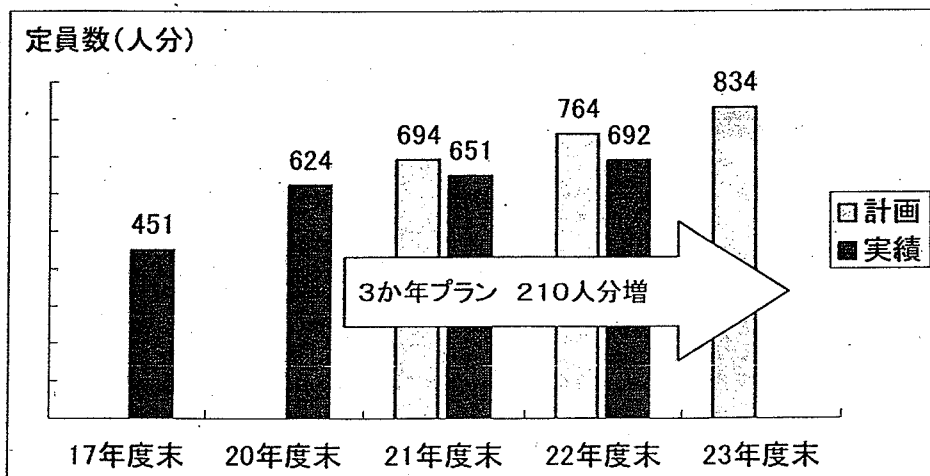
○日中活動の場の整備（通所施設等）



※重症心身障害児(者)通所事業を除く。

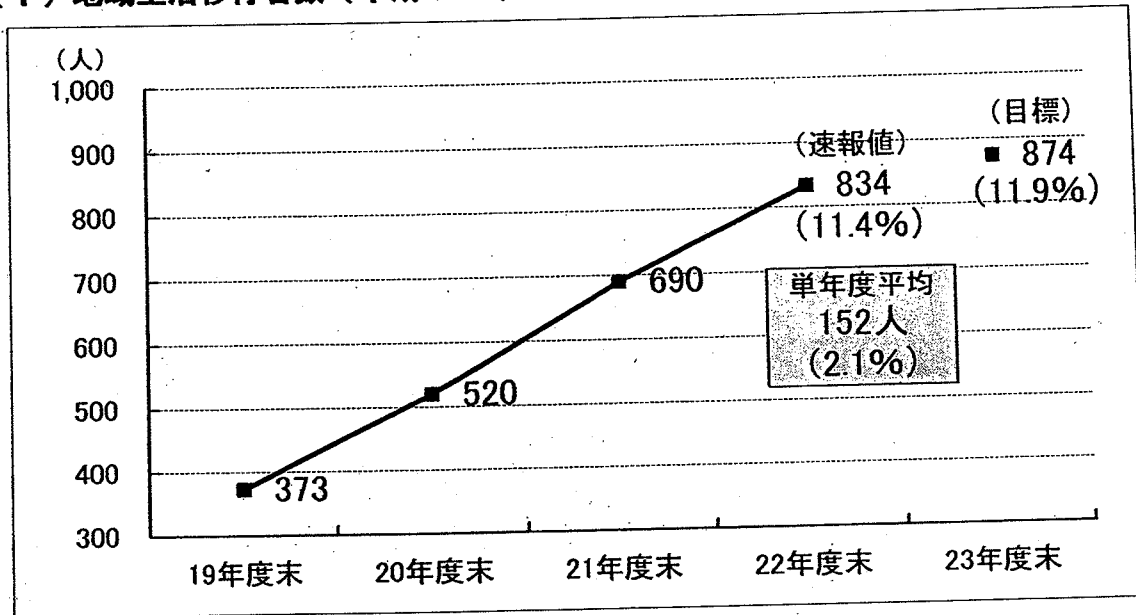
*「日中活動の場」の3か年プランは、整備費補助を伴う定員増の目標である。

○在宅サービスの充実（短期入所）

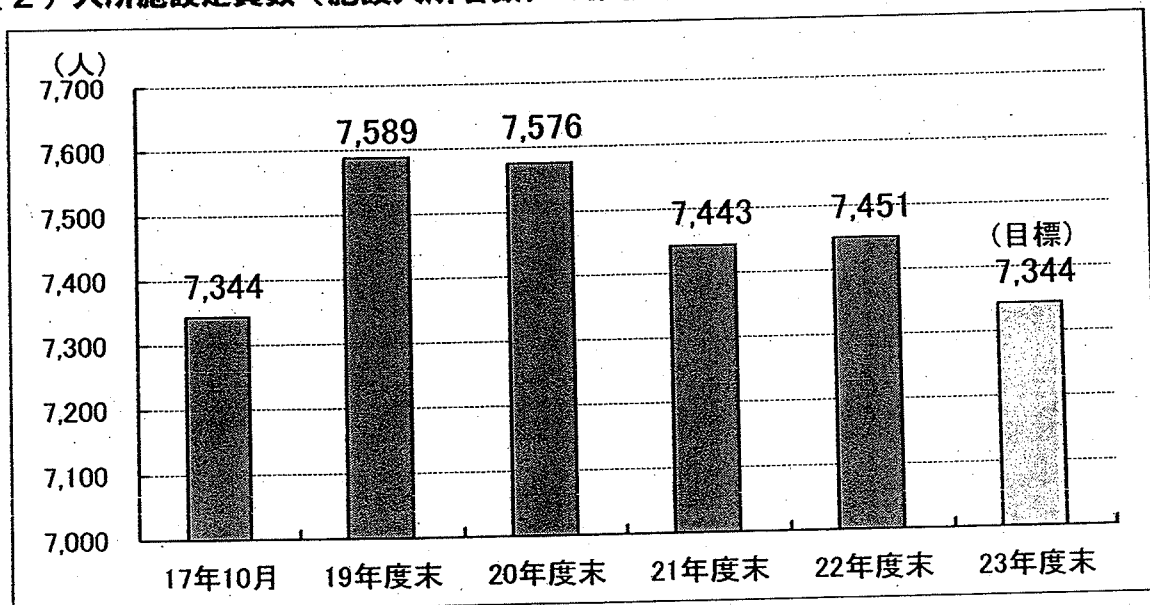


入所施設から地域生活への移行に関する実績

(1) 地域生活移行者数（平成17年10月以降累計）【区市町村報告】



(2) 入所施設定員数（施設入所者数）の推移



	17年10月	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末 (目標)
定員数	7,344	7,589	7,576	7,443	7,451	7,344
都内	4,133	4,382	4,372	4,267	4,278	
都外	3,211	3,207	3,204	3,176	3,173	

※ 長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等（新体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。）を集計対象としている。

※ 「都外」の定員数は、東京都の施設整備費・運営費補助及び協定等により都民が独占的に利用している施設及び都立施設を計上している。

※ 各年度末の翌日4月1日現在の定員数による。

入所施設から地域生活への移行に関する数値目標の考え方

第2期 障害福祉計画 (基準時点) 平成17年10月1日 (終了時点) 平成23年度末	国の 基本指針	○ <u>1割以上</u> が地域生活へ移行 ○ 施設入所者数を <u>7%以上</u> 削減	地域の実情 に応じて設定
	東京都の 考え方 及び目標	○ グループホーム等の地域生活基盤を重点的に整備 ○ <u>874人(11.9%)</u> が地域生活へ移行 ・ 入所施設の地域移行の取組促進 ・ 区市町村における地域移行の取組支援 ○ 入所定員数が <u>7,344人(基準時点)</u> を越えない ・ 入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズ ・ 都内の未設置地域において、地域生活支援型入所施設の整備を推進 ・ 既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における過齢者を都内施設で受け入れるために活用	

第3期 障害福祉計画 (基準時点) 平成17年10月1日 (終了時点) 平成26年度末	国の 基本指針 (案)	○ <u>3割以上</u> が地域生活へ移行 (算出方法) H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) → 1年間:3.3% $3.3\% \times 9.5\text{年間}(H17.10月 \sim H27.3月) \approx 30\%$	これまでの実績 及び 地域の実情 を踏まえて設定
	東京都の 考え方 及び目標 (案)	○ 施設入所者数を <u>1割以上</u> 削減 (算出方法) 現目標:7%(6年間) ⇒ 第3期計画分:3%(3年間) ○ 引き続き、地域生活基盤の整備を促進 国の考え方「 <u>3割</u> 」を適用した場合 ○ <u>2,204人(3割)</u> が地域生活へ移行 → 3年間で約1,200人(年間400人)が地域移行 ○ 入所定員数は、実情を踏まえた設定が必要	各区市町村 における実情 を踏まえて設定

※ 対象となる入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等(新体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。)が想定されている。

ただし、H22.10.1現在の全国実績(16.6%)には、身体障害者更生施設及び精神障害者生活訓練施設からの退所者を一部含んでいる。

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

施設入所待機者数の推移

(単位:人)

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
身体障害者療護施設待機者	192	155	153	181	163
知的障害者入所更生施設待機者	989	956	778	826	854
重症心身障害児施設待機者	611	608	610	625	(速報値)637

※ 障害者支援施設(新体系)の待機者を含む。

(福祉保健局福祉・衛生行政統計「月報」(区市町村からの報告)及び東京都児童相談所「事業概要」)

施設入所待機者数の内訳 (平成22年度末)

	総数	重度	中軽度
知的障害者入所更生施設待機者	854	560	294
現在の場所	障害者施設	94	38
	障害児施設	182	25
	その他の施設等	64	43
	在宅	514	188

	総数	18歳未満	18歳以上
重症心身障害児施設待機者	(速報値)637	116	521

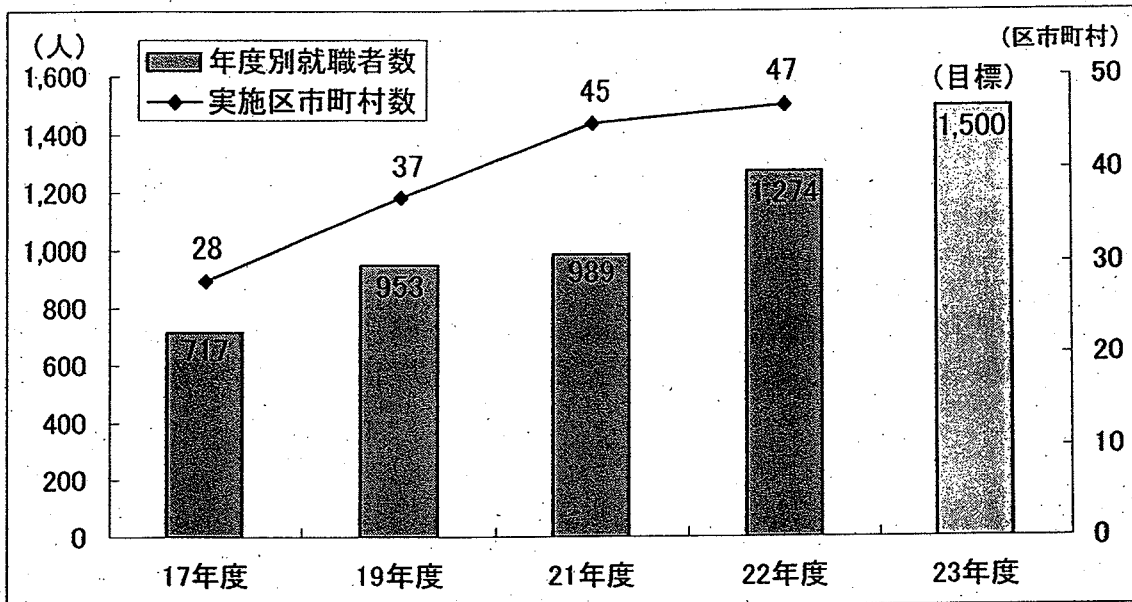
障害児施設における18歳以上の入所者数 (平成23年4月)

	総数	18歳未満	18歳以上
知的障害児施設等入所者	793	464	329
重症心身障害児施設入所者	1,268	86	1,182

※ 知的障害児施設等：知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設における入所者数

一般就労への移行に関する実績及び数値目標の考え方

(1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労

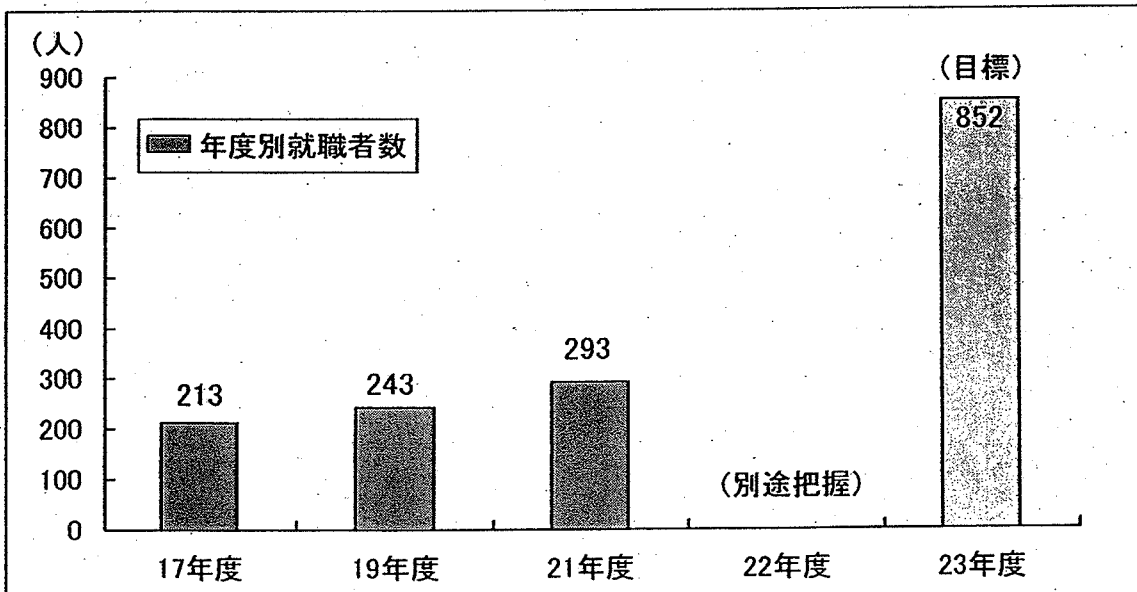


※ 福祉施設以外からの一般就労者を含む。

【第3期障害福祉計画における数値目標の考え方(案)】

○ 平成26年度における「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数が、平成17年度実績(717人)の2倍以上(1,500人)

(2) 福祉施設における就労から一般就労への移行



※ 17・19年度は社会福祉施設等調査、21年度は就労移行等実態調査による。

※ 法内事業所(旧体系施設を含む。)のみを集計対象としている。

【第3期障害福祉計画における数値目標の考え方(案)】

○ 平成26年度における福祉施設からの一般就労移行者数が、平成17年度実績(213人)の4倍(852人)

都立特別支援学校高等部における進路状況等

1 平成21年度都立特別支援学校高等部における進路状況等

		卒業生数	進学者	専修学校等 入学者	社会福祉施設 利用者	就業者	在家庭	その他
視覚障害	本科	18	5	2	7	2	2	0
	専攻科	19	0	0	0	13	6	0
聴覚障害	本科	46	31	3	3	7	2	0
	専攻科	15	0	0	0	15	0	0
肢体不自由		186	6	5	163	0	12	0
知的障害		1,137	0	17	634	453	32	1
病弱		3	0	3	0	0	0	0
合計		1,424	42	30	807	490	54	1

2 都立特別支援学校高等部(専攻科を含む)の就業者数の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
視覚障害	15(31.9)	12(32.4)	11(26.2)	17(38.6)	12(34.3)	18(33.3)	10(25.6)	15(40.5)
聴覚障害	40(39.2)	26(35.1)	28(43.8)	40(45.4)	29(53.7)	31(52.5)	14(35.0)	22(36.1)
肢体不自由	1(0.5)	3(1.9)	3(1.8)	4(2.4)	8(4.3)	5(2.8)	5(3.1)	0(0.0)
知的障害	211(30.1)	224(28.1)	237(30.2)	298(33.0)	308(32.3)	314(35.2)	368(40.1)	453(39.8)
病弱						0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
総就業者数(%)	267(25.7)	265(24.9)	279(26.5)	359(29.9)	357(29.1)	368(31.0)	397(34.1)	490(34.4)

※()は、各障害種校における卒業生数に占める就業者の割合(%)

(参考)全国における企業就労状況の推移(知的障害特別支援学校高等部)

	昭和55年度	平成9年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全国・就業率(%)	(57.9)	(32.0)	(23.2)	(25.3)	(25.8)	(27.1)	(26.4)	

3 平成21年度都立特別支援学校高等部(専攻科を含む)の職業別就業者数

職業名	あんま はり師等	事務	販売	農業・林業	通信	技能工業	サービス	その他
視覚障害	14	0	0	0	0	0	0	1
聴覚障害	0	10	0	0	0	7	5	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	75	91	0	10	41	165	71
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0

4 都立特別支援学校高等部(専攻科を含む)の社会福祉施設(通所形態・入所形態)利用者数の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
通所形態施設	631	612	654	710	641	623	740
入所形態施設	49	58	58	68	59	45	67

第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（骨子案）

第3期障害福祉計画については、国の基本指針、東京都障害者施策推進協議会の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、以下の諸点に留意して策定する。

1 計画の性格

- 平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の性格を併せ持つ計画として、一体的に「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定
- 平成21年3月、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、「第2期東京都障害福祉計画」を策定
- 新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」についても、一体的に策定
- 障害者施策に関連した他の東京都の計画と整合

2 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

3 基本理念

- ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が、他の市民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計については、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前で働ける社会の実現

基本理念Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

4 目標と課題

(1) 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

【国 基本指針】(平成18年6月26日厚生労働省告示)

- 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を促進
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進

【国 第3期障害福祉計画の考え方】(平成23年2月22日課長会議資料)

- 現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、基本的に変更しない
- 旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込む
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定

- 区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、法の実施に関して一義的な責任、一元的・総合的にサービスを提供
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方を基本として、現在の利用実績等に関する分析、サービスの利用に関する意向等を勘案して、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス等の必要見込量を設定
- 東京都は、各区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成
- 数値目標の考え方と整合
- 見込量を定める単位となる区域は、東京都全域
- ※ 各種経過措置の取扱い、法改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)、18歳以上の障害児施設入所者については、国の動向を踏まえて検討

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行促進

ア 入所施設から地域生活への移行

【国 基本指針】(平成18年6月26日厚生労働省告示)

- 地域生活への移行を進める観点から、第一期障害福祉計画の作成時点(平成17年10月1日)における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、地域生活に移行する者の数値目標を設定
- 施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意

【国 第3期障害福祉計画の考え方】(平成23年2月22日課長会議資料)

- 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定

(ア) これまでの取組

① 入所施設の地域移行の取組促進

- ・ 東京都は、都内の未設置地域を中心に、「地域生活支援型入所施設」(地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホーム等への移行後の緊急時バックアップ機能を担う支援拠点)の整備を推進
- ・ 既存の入所施設も、入所者を地域生活へ移行させるため、「地域生活支援型入所施設」へ転換

② 区市町村における地域移行の取組支援

- ・ 地域移行は、本人が希望する地域に居住することが基本であり、施設入所者本人の意向確認や連絡調整等の支援が必要
- ・ 都外施設利用者についても、本人の希望を尊重し、都内に移り住むことを希

望する者については、その意向を踏まえ、地域移行の支援が必要

- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援

③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 東京都は、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を支援

(イ) 地域移行に関する数値目標の考え方

- 区市町村は、国の基本指針及び考え方を基本として、現在までの地域移行実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における数値目標を設定
- 東京都は、各区市町村が設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるように、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組み、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成
- サービス見込量の考え方と整合

(ウ) 入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方

- 東京都は、現行計画において、国の基本指針に示された平成23年度末までの入所者7%以上削減は困難と判断
- 入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応える必要
- 都内の未設置地域において、入所施設による支援が真に必要な者の利用と、施設から地域への移行を進めるため、「地域生活支援型入所施設」の整備を推進
- 既存施設の入所者のグループホーム等への地域移行の促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における加齢者を都内施設で受け入れるために活用
- 現行計画では、平成17年10月1日現在の定員数7,344人を維持
- 次期計画では、これまでの実績及び区市町村における実情（入所待機者の実態や施設入所者の実態など）を踏まえて、サービス見込量、地域移行の取組及び数値目標の考え方との整合を図りながら、引き続き当面、平成26年度末に必要とされる入所定員数を設定

※ 18歳以上の障害児施設入所者については、国の動向を踏まえて検討

イ 「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域生活への移行

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 退院可能精神障害者の減少に係る数値目標については、社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途に提示

（ア）これまでの取組

① 精神障害者退院促進支援事業

- ・ 東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院と地域関係機関相互の連絡・調整等を行うことにより、対象者の円滑な地域移行を図る「精神障害者退院促進支援事業」を都内12か所で実施
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターに地域体制整備コーディネーターを配置し、広域調整や、地域における支援体制の整備に向けた働きかけを充実

② 区市町村における相談支援体制の整備の推進

- ・ 区市町村は、地域活動支援センターI型等の相談支援事業により、退院時及び退院後の地域生活を継続して支えるとともに、医療中断防止及び見守り支援の機能を付加するなど、地域生活に移行した精神障害者が安心して生活できるよう、地域における総合的な支援体制を整備
- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援

③ 地域移行後の生活を支える基盤の整備

- ・ 東京都は、地域移行後の生活基盤を確保するための整備を支援

（イ）地域移行に関する数値目標の考え方

- ※ 国の動向を踏まえて検討

(3) 日常生活を支えるサポート体制の整備

ア 地域生活支援事業

- 地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効率的・効果的に実施
- 区市町村において、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは義務的に実施
- 移動支援とコミュニケーション支援は、日常生活を支える基幹的サービス
- 東京都は、区市町村が着実に事業に取り組むよう促すとともに、サービスを担う人材を養成
- 必要な情報は、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供
- ※ 法改正等により法定化又は創設される事業（自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業、基幹相談支援センター、障害者虐待防止）の考え方については、国の動向を踏まえて検討

イ 障害者施策推進区市町村包括補助事業

- 国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施していくことが重要
- 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に実施し、区市町村の取組を支援

ウ 障害特性に応じたきめ細かな対応

- 重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害特性に応じたきめ細かな対応

(4) 就労支援の充実・強化

【国 第3期障害福祉計画の考え方】（平成23年2月22日課長会議資料）

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成17年度実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定

ア 一般就労への移行に関する数値目標の考え方

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、庁内外の連携を強化、「区市町村障害者就労支援事業」を推進
- 平成26年度、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数が、17年度実績の2倍以上
- 平成26年度、福祉施設からの一般就労移行者数が、17年度実績の4倍以上
- サービス見込量の考え方と整合
- ※ 労働系の数値目標については、国の動向を踏まえて検討

イ 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 就労移行支援事業所は、労働関係機関との連携、「区市町村障害者就労支援事業」との協働を推進
- 就労継続支援事業所は、工賃（賃金）の水準を上げるために経営努力
- 区市町村は、地域のネットワークづくりを推進
- 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により区市町村の取組を支援、福祉施設等からの物品及び役務を積極的に調達

(5) サービスを担う人材の養成・確保

【国 基本指針】（平成18年6月26日厚生労働省告示）

- 人材の養成、第三者評価、権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要
- 地域の実情に応じ、地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要
- サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、人材を質量ともに確保することが重要
- 都道府県は、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に実施
 - 福祉サービス第三者評価により、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援
 - 看護職員の一層の資質向上及び職場への定着を図り、重症心身障害児（者）への支援を充実
- ※ 法改正等により着実な確保・養成が求められる分野（相談支援、障害者虐待防止）の考え方については、今後検討

(6) 一体的に策定する「東京都障害者計画」として掲載するその他の分野

- 教育、住宅、バリアフリーなど